

こんにちは。

今回も人事労務に関する実務上の疑問点や最新情報をタイムリーにお伝えします。

【目次】

- Q1. テレワーク経験者が感じたテレワーク・在宅勤務の問題点は？
- Q2. 在宅勤務の拡大や新型コロナ感染予防対策のため、給与明細を WEB 明細に切り替えたいと思いますが、従業員の同意は必要ですか？
- Q3. オリンピックが今年に延期されましたが、祝日はどうなりますか？
- Q4. コロナ禍において、妊婦を母性健康管理措置の観点より有休にて休業させた場合に活用できる助成金などはありますか？
- Q5. 来年度から、社会保険関係の届出で変わることはありますか？

■社会保険労務士山口事務所：<http://www.ys-office.co.jp/>

Q1. テレワーク経験者が感じたテレワーク・在宅勤務の問題点は？

A. 長時間勤務になった、勤務時間外の連絡、休憩時間が取れない、など

公益財団法人連合総合生活開発研究所が第 40 回勤労者短観「勤労者の仕事と暮らしについてのアンケート」調査結果を発表しました。

アンケート結果によると、在宅勤務・テレワークで問題となった経験について以下のよう項目が上位となっています。

- ・通常よりも長時間勤務になった(45.3%)
- ・勤務時間外の連絡(43.8%)
- ・休憩時間が取れない(42.9%)

自宅や社外で仕事をすることで仕事とプライベートの時間の切替が難しくなったり、お互いの状況を確認しにくいことで連絡を取る時間やタイミングに意識のずれが生じていることを問題と感じていることがうかがえます。

新型コロナウイルスの感染が拡大し、11 都府県に緊急事態宣言が発令された今、改めて在宅勤務やテレワークを検討されている企業も多いかと思います。在宅勤務・テレワークを推める際は上記のような点について対策を講じることで業務効率の向上が期待できると思われます。

(望月)

Q2. 在宅勤務の拡大や新型コロナ感染予防対策のため、給与明細を WEB 明細に切り替えたいと思いますが、従業員の同意は必要ですか？

A. 従業員の同意は必要です(所得税法第 226 条 4 項、第 231 条 2 項)。法的な記載事項や書式等はありませんが、以下の内容を記載することが望ましいです。

- ・電子交付する書類の名称
- ・電磁的方法の種類やその具体的な方法(Eメール、社内 LAN など)
- ・交付予定日、交付開始日

WEB 明細の中では、最初のログイン時に同意を求める画面が表示されることがありますので、そういった場合は、別途同意を得る必要までではありません。また、WEB 明細を導入したあとも、従業員から求められた場合は、書面にて明細等を発行する必要があります(所得税法第 226 条 4 項ただし書き、第 231 条 2 項ただし書き)。

現在、山口事務所では、業務効率化・新型コロナ感染予防対策の観点等のため、WEB 明細導入を進めております。
担当職員にお気軽にお問い合わせください。

(杉田)

Q3. オリンピックが今年に延期されましたが、祝日はどうなりますか？

A. 2021 年の祝日が、オリンピック開催に合わせて移動しました。

延期となっているオリンピックですが、開催予定の 2021 年についても、2020 年同様祝日が移動することが決まっています。
移動となった祝日は以下のとおりです。

- ・2021 年の「海の日」:7 月 19 日から 7 月 22 日に変更
- ・2021 年の「スポーツの日」:10 月 11 日から 7 月 23 日に変更
- ・2021 年の「山の日」:8 月 11 日から 8 月 8 日に変更(8 月 9 日が振替休日)

正式な公布は12月4日でしたが、メディアでの報道も少なかったことから、移動については十分な周知がされていないようです。

また、今回の祝日の移動は改正東京五輪特措法の可決・成立に伴うものなので、仮にオリンピックが中止になっても、法律の再改正が行われない限り、上記3つの祝日は7月22日、23日、8月8日のままとなります。

多くのカレンダーは既に作成済みの時期でしたので、移動日に合わせて今いちど業務スケジュールを見直してみましょう。

内閣府「国民の祝日」について」

<https://www8.cao.go.jp/chosei/shukujitsu/gaiyou.html>

首相官邸「2021年の祝日移動について」

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/tokyo2020/shukujitsu.html>

(巻下)

4. コロナ禍において、妊婦を母性健康管理措置の観点より有休にて休業させた場合に活用できる助成金などはありますか？

A. 「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」の申請期限が2021年5月末まで延長されました。

厚生労働省では、

1. 妊娠中の女性労働者の母性健康管理を適切に図ることができるよう、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置」を設けるとともに、
2. この措置により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させる事業主を支援する助成制度(新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金)を設けています。

12月28日に上記、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置およびこの措置による助成金申請期限がともに延長されました。

1. 母性健康管理措置→2022年1月末まで延長。
2. 助成金→制度周知・休暇取得期限:2021年3月末まで、助成金申請期限:2021年5月末まで延長。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000639083.pdf>

(濱)

Q5. 来年度から、社会保険関係の届出で変わることはありますか？

A. 2021年4月より賞与支払届総括表、算定基礎届総括表が廃止されます。

社会保険の手続きも電子申請の利用推進、添付書類の省略等が進んでおり、上記の書類は廃止されることになりました。

なお、賞与不支給の場合は、賞与支払届総括表に代わり「賞与不支給報告書」を提出することとなります。

参考：<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T201222T0020.pdf>

賞与不支給報告書：<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T201222T0021.pdf>

(佐藤)

内容に関するお問い合わせは山口事務所まで
社会保険労務士山口事務所
〒150-0002
東京都渋谷区渋谷 3-15-4 アロス渋谷ビル 5 階
TEL:03-6427-1191 FAX:03-6427-1192
Homepage：<http://www.ys-office.co.jp>
Facebook：<http://www.facebook.com/ysoffice>
